

広島県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十八年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次庄原線	三次市石原町字松岡四八五番一地从先から 三次市石原町字本谷二五六番一地从先まで 三次市石原町字本谷二五六番一地从先から 三次市石原町字本谷二五六番一地从先まで 三次市石原町字明神山二六六番一地从先から 三次市石原町字明神山二六六番一地从先まで 三次市石原町字鶴ヶ岡四三七番一地从先から 三次市石原町字鶴ヶ岡四三七番一地从先まで 三次市石原町字鶴ヶ岡四三七番一地从先から 三次市大田幸町字中山一三二〇番一地从先まで	平成二八年三月三十一日